

1 0 年 保 存

平成38年12月31日満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 1

崎 務 ( 企 ) 第 1 3 0 号

平 成 2 8 年 3 月 1 8 日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の運用要領の制定について（通達）  
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年長崎県公安委員会規則第1号）に基づく、聴聞、意見の聴取及び弁明の機会の付与については、「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の運用要領の制定について（通達）」（平成24年8月23日付け崎務（企）第351号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、行政不服審査法（昭和38年法律第160号）の全部改正に伴い、別添のとおり新たに見出し要領を制定し、平成28年4月1日から施行することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成28年3月31日限りで廃止する。

## 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「道交法に基づく規則」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「ストーカー規制法に基づく規則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年長崎県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 聴聞等規則関係

#### 1 主宰者の指名

聴聞等規則第3条に規定する聴聞の主宰者は、当該事務を担当する警部以上の階級にある警察官、警部相当職以上の一般職員その他長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した警察職員の中から指名するものとする。ただし、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく場合は、原則として、当該事務を担当する警視以上の階級にある警察官の中から指名するものとする。

#### 2 代理人、参加人、補佐人及び参考人の選任等

(1) 次に掲げる書面の提出を受けた者は、警察本部の主管課（以下「主管課」という。）に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

ア 代理人資格証明書（聴聞等規則第4条第1項）

イ 代理人資格喪失届出書（聴聞等規則第4条第2項）

ウ 参加人許可申請書（聴聞等規則第5条第1項）

エ 補佐人出頭許可申請書（聴聞等規則第6条第1項）

オ 参考人出頭申出書（聴聞等規則第7条第2項）

(2) 主宰者は、聴聞等規則第5条第2項又は第6条第2項に規定する通知については、参加人・補佐人出頭の許可について（別記様式第1号）により、聴聞等規則第7条第3項に規定する通知については、参考人出頭依頼について（別記様式第2号）により行うものとする。

#### 3 聴聞通知書

(1) 主宰者は、聴聞等規則第8条に規定する聴聞通知書を郵送により、又は警察署に当事者の出頭を求め、聴聞期日の1週間前までに交付するものと

する。

(2) 警察署において聴聞通知書を交付する際は、聴聞通知書の備考欄及び裏面に記載している事項を教示するものとする。

(3) 聴聞通知書を交付したときは、聴聞に係る事案についての意見等を陳述書（別記様式第3号）に記入させ、速やかに主管課に送付するものとする。

なお、運転免許関係で郵送により聴聞通知書を交付したときの聴聞に係る意見等については、別途指定する様式に記入させ、当事者に主管課への返信を求めるものとする。

(4) 当事者が転出等のため、聴聞通知書を交付することができないときは、その理由を付して当該聴聞通知書を主管課に返送するものとする。

#### 4 聴聞日時又は場所の変更

(1) 聴聞等規則第9条第2項に規定する変更申出書の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

(2) 主宰者は、聴聞等規則第9条第3項に規定する変更通知書については、速やかに当事者等に交付するものとする。

#### 5 文書等の閲覧の手続

(1) 聴聞等規則第10条第1項に規定する文書閲覧請求書の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

(2) 主宰者は、聴聞等規則第10条第2項に規定する通知については、その場で閲覧させる場合を除き、文書閲覧・聴聞調書閲覧・意見の聴取調書閲覧の許可について（別記様式第4号）により行うものとする。

#### 6 証拠書類の提出を受けた場合の手続

(1) 聴聞等規則第11条第1項に規定する主宰者が作成しなければならない提出物目録については、主管課に送付するとともに、同条第2項の規定に基づき、その写しを証拠書類等の提出者に交付するものとする。

(2) 聴聞等規則第11条第3項に規定する還付請書を徴収したときは、主管課に送付するものとする。

#### 7 聴聞理由書

聴聞を行うに当たっては、あらかじめ当該事案の内容、情状、適用法条等を明確にしておくため、聴聞理由書（別記様式第5号。銃砲刀剣類関係及び運転免許関係は別途指定する。）を作成しておくものとする。

#### 8 聴聞調書等の閲覧

(1) 聴聞等規則第19条第1項に規定する聴聞調書等閲覧請求書の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものと

する。

(2) 聴聞等規則第19条第2項に規定する通知は、5(2)と同様とする。

#### 9 聴聞の補助者

主宰者は、聴聞の円滑化を図るため、主管課の巡査部長以上の階級にある警察官、巡査部長相当職以上の一般職員その他本部長が指定する警察職員を聴聞の補助者とすることができる。

#### 10 弁明の通知

(1) 聴聞等規則第20条第1項に規定する弁明通知書については、当事者の出頭を求めて交付することとし、交付に当たってはその内容を教示するものとする。

なお、聴聞等規則第21条に規定する口頭による弁明の聴取を行うときは、弁明通知書交付後おおむね1週間後の日時を指定して行うものとする。

(2) 弁明通知書を交付した場合は、弁明書の提出又は口頭による弁明の有無を確認し、弁明通知の結果を記載した書面により、主管課に報告するものとする。

#### 11 弁明の場所

(1) 行政庁が長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は本部長である場合は、原則として警察本部とするが、当事者が警察署を希望する場合は、当該警察署とすることができる。

(2) 行政庁が警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）である場合は、当該警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）とする。

#### (3) 運転免許に係る事案

ア 道路外致死傷、重大違反唆し等、危険性帯有による90日未満の停止事案については、交通部運転免許管理課（以下「運免課」という。）又は警察署とする。

イ 身体の障害、病気等による90日未満の停止・禁止事案については、運免課又は警察署とする。

ウ 指定自動車教習所、指定講習機関又は特定届出自動車教習所に係る事案については、運免課とする。

#### 12 弁明録取者

聴聞等規則第21条第1項に規定する弁明録取者は、主管課及び警察署の巡査部長以上の階級にある警察官とする。

#### 13 処分の通知

行政処分を行った場合は、別に規定するもののほか、行政処分決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

### 第3 道交法に基づく規則関係

#### 1 主宰者の指名

道交法に基づく規則第3条に規定する意見の聴取の主宰者は、当該事務を担当する警部以上の階級にある警察官、警部相当職以上の一般職員その他本部長が指定した警察職員の中から指名するものとする。

#### 2 代理人及び補佐人の選任等

(1) 次に掲げる申出を受けた者は、申出に係る書面を主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

ア 当事者から代理人選任の申出（道交法に基づく規則第5条第1項）があったとき。

イ 当事者から代理人がその資格を失った旨の申出（道交法に基づく規則第5条第2項）があったとき。

ウ 当事者から補佐人の許可申請（道交法に基づく規則第6条第1項）があったとき。

(2) 道交法に基づく規則第6条第3項に規定する通知については、参加人・補佐人出頭の許可について（別記様式第1号）により行うものとする。

#### 3 意見の聴取の通知

道交法に基づく規則第7条に規定する意見の聴取の通知書の交付方法等については、第2の3に準じて行うものとする。

#### 4 意見の聴取日時又は場所の変更

道交法に基づく規則第8条第2項に規定する当事者から意見の聴取の期日又は場所の変更の申出を受けた者は、申出に係る書面を主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

#### 5 意見の聴取の補助者

主宰者は、意見の聴取の円滑化を図るため、主管課の巡査部長以上の階級にある警察官、巡査部長相当職以上の一般職員その他本部長が指定する警察職員を意見の聴取の補助者とすることができる。

#### 6 弁明の通知

(1) 警察署で弁明の通知を行う場合は、弁明通知書（別記様式第7号。運転免許関係は別途指定する。）を作成し、当事者の出頭を求めて交付するものとする。

なお、弁明通知書の交付に当たっては、その内容を教示するとともに、

口頭による弁明の聴取は、弁明通知書交付後おおむね1週間後の日時を指定して行うものとする。

- (2) 弁明通知書を交付した場合は、弁明書の提出又は口頭による弁明の有無を確認し、弁明の通知の結果を記載した書面により、主管課に報告するものとする。

## 7 弁明の場所

(1) 行政庁が公安委員会である場合は、原則として警察本部とするが、当事者が警察署等を希望する場合は、当該警察署等とすることができる。

(2) 行政庁が警察署長等である場合は、当該警察署等とする。

### (3) 運転免許に係る事案

ア 仮停止・仮禁止事案については、警察署等とする。

イ 免許の拒否・保留、事後取消し・事後停止・仮免許取消し事案については、運免課又は警察署等とする。

## 8 弁明録取者

道交法に基づく規則第14条第2項に規定する弁明録取者は、主管課及び警察署の巡査部長以上の階級にある警察官とする。

## 9 弁明調書

道交法に基づく規則第15条に規定する弁明録取者が作成しなければならない弁明調書の様式は、弁明調書（別記様式第8号。運転免許関係は別途指定する。）とする。

## 第4 ストーカー規制法に基づく規則関係

### 1 主宰者の指名

ストーカー規制法に基づく規則第2条第2項に規定する意見の聴取の主宰者は、原則として当該事務を担当する警視以上の階級にある警察官の中から指名するものとする。

### 2 代理人、参加人、補佐人及び参考人の選任等

(1) 次に掲げる書面の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

ア 代理人資格証明書（ストーカー規制法に基づく規則第3条第1項）

イ 代理人資格喪失届出書（ストーカー規制法に基づく規則第3条第2項）

ウ 参加人許可申請書（ストーカー規制法に基づく規則第4条第1項）

エ 補佐人出頭許可申請書（ストーカー規制法に基づく規則第5条第1項）

オ 参考人出頭届出書（ストーカー規制法に基づく規則第6条第2項）

(2) 主宰者は、ストーカー規制法に基づく規則第4条第2項又は同規則第5

条第2項に規定する通知については、参加人・補佐人出頭の許可について（別記様式第1号）により、同規則第6条第3項に規定する通知については、参考人出頭依頼について（別記様式第2号）により行うものとする。

### 3 意見の聴取通知書

ストーカー規制法に基づく規則第7条に規定する意見の聴取通知書の交付方法等については、第2の3に準じて行うものとする。

### 4 意見の聴取場所

原則として警察本部とするが、当事者が警察署を希望する場合は、当該警察署とする。

### 5 意見の聴取の補助者

第3の5と同様とする。

### 6 意見の聴取日時、場所の変更

(1) ストーカー規制法に基づく規則第8条第2項に規定する変更申出書の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

(2) ストーカー規制法に基づく規則第8条第3項に規定する変更通知書については、速やかに当事者等に交付するものとする。

### 7 文書等の閲覧の手続

(1) ストーカー規制法に基づく規則第9条第1項に規定する文書閲覧請求書の提出を受けた者は、主管課に送付するとともに、直ちにその旨を電話報告するものとする。

(2) ストーカー規制法に基づく規則第9条第2項に規定する通知については、その場で閲覧させる場合を除き、文書閲覧・聴聞調書閲覧・意見の聴取調書閲覧の許可について（別記様式第4号）により行うものとする。

### 8 証拠書類等の提出を受けた場合の手続

(1) ストーカー規制法に基づく規則第10条第1項に規定する主宰者が作成しなければならない提出物目録については、主管課に送付するとともに、同条第2項の規定に基づき、その写しを証拠書類等の提出者に交付するものとする。

(2) ストーカー規制法に基づく規則第10条第3項に規定する還付請書を徴収したときは、主管課に送付するものとする。

### 9 意見の聴取の審理の公開

ストーカー規制法に基づく規則第11条に規定する審理の公開を決定したときは、意見の聴取の審理の公開について（別記様式第9号）により当事者等

に交付するものとする。

#### 10 意見の聴取調書等の閲覧

ストーカー規制法に基づく規則第18条第2項に規定する通知については、その場で閲覧させる場合を除き、文書閲覧・聴聞調書閲覧・意見の聴取調書閲覧の許可について（別記様式第4号）により行うものとする。

#### 第5 県規則関係

県規則の運用要領については、第2の規定に準じて行うものとする。

#### 第6 教示関係

処分の通知を行う場合は、次の区分により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てをすべき行政庁等の教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく取消訴訟等の提起に関する事項の教示を行うものとする。

- 1 不服申立てと処分の取消しの訴えがいずれも可能な処分を行う場合  
別添1の記載例によること。
- 2 不服申立前置の定めがある処分を行う場合  
別添2の記載例によること。



別記様式第1号（第2、第3、第4、第5関係）

第 号  
年 月 日

参加人  
補佐人出頭 の許可について

殿

（ 行 政 庁 ） 印

あなたが申請していた 年 月 日 で行

われら 聴 聞 についての 参加人  
意見の聴取 補佐人出頭 については、その出席を許

可するので通知します。

（注） 不要な文字は、横線で消すこと。

第 号  
年 月 日

参考人出頭依頼について

殿

（ 行 政 庁 ） 印

住 所

氏 名

を 年 月 日 において行われる

聴 聞 に出頭を求めたので通知します。

意見の聴取

（注） 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第3号（第2、第3、第4、第5関係）

陳 述 書			
聴 聞 意見の聴取	の件名	に関する	聴 聞 意見の聴取
提出者の住所			
提出者の氏名			
年 月 日付け	第 号の	聴 聞 意見の聴取	通知書は、
年 月 日受領しました。			
聴 聞 については、次のとおり陳述します。			
意見の聴取			
聴 聞			
その に係る事案についての意見			
意見の聴取			
○ 意見を述べたいことがありますので出席します。			
○ 事案に相違ないので欠席します。			
○			
年 月 日			
印			
（ 行 政 庁 ） 殿			

（注） 不要な文字は、横線で消すこと。

第 号  
年 月 日

文 書 閱 覧  
聴 聞 調 書 閱 覧 の 許 可 に つ い て  
意 見 の 聴 取 調 書 閱 覧

殿

（ 行 政 庁 ） 印

あなたが申請していた 年 月 日 で行

聴 聞 文 書  
われる（た） に関する、 聴 聞 調 書 の 閱 覧 に つ い て  
意 見 の 聴 取 意 見 の 聴 取 調 書

は、 において閲覧することを許可するので通知します。

（注） 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第5号（第2、第5関係）

聴 聞 理 由 書

処 分 対象者	本 籍		
	住 所		
	所 在 地		
	営業所名		
	氏 名		
	年 月 日生（ 歳）		
種 別	1 風俗営業（ ） 2 飲食店（ ） 3 テレクラ等営業（ ） 4 その他（ ）		
許可（届出）年月日 （公安委員会）	年 月 日	許可（届出） 番 号	第 号
許可年月日 （保健所等）	年 月 日	許 可 番 号	第 号
違反の 態 様	予定される不利益 処分の内容		
根拠となる法令 の条項			
発 覚 の 状 況			
違 反 経 歴 （ 警 察 限 り 等 を 含 む。 ）			

(注) 処分対象者が法人の場合、「本籍」の記載は要しないが、「住所」、「氏名」は法人代表者のものを記載すること。また、処分対象者が個人の場合、「所在地」、「営業所名」は必要に応じて記載すること。



資産及び経	
営状況	
家族関係	
従業員	
の	
状況	
参考事項	





達第 号

行政処分決定通知書

住 所（法人の場合は事務所所在地）

（営業所所在地）

殿

第 条の規定により下記の処分を決定した  
たので通知します。

記

1 処分内容

2 処分理由（処分の原因となる事実）

年 月 日

（ 行 政 庁 ） ㊟



(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第8号（第3関係）

第 号 年 月 日	
弁 明 調 書	
弁明録取者の職名及び氏名	
⑩	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
当事者の弁明の要旨	
提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第 号  
年 月 日

意見の聴取の審理の公開について

殿

長崎県公安委員会 印

年 月 日 で行う意見の聴取の審理に

ついては、公開の上、行うこととしたので通知します。

## 別添 1

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

## 別添 2

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

なお、処分の取消しの訴えにおける被告は、長崎県（長崎県を代表する者は、長崎県公安委員会）となります。